

雨の時期に備えて側溝清掃のご協力を！側溝や雨水ますにごみや落ち葉がたまっていると、道路の冠水や浸水が起る恐れがあります。自宅前の側溝の清掃にご協力をお願いします。問合せ施設課管理グループ ☎551・1969

「バリアフリー」の推進にご協力を

市では、「福生市バリアフリー推進計画」に基づき、市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら自由に行動し、かつ、活動できるまちを目指し、バリアフリーを推進しています。



■施設等のバリアフリー

道路、公園、建物、駅等のバリアフリーを進めています。また、不特定多数の市民が利用する民間の事業所や店舗等の新設・改修には、都の条例によりバリアフリー整備の努力義務が課されています。事業者の皆さんには、高齢者、障害者の方々に配慮し、ご協力をお願いします。

■心のバリアフリー

差別やいじめをなくし、すべての人が互いを尊重し、安心して自由に活動できる社会の実現にご協力をお願いします。

■迷惑行為防止等のお願い

- ▷自転車等の路上放置はやめましょう。
- ▷物品、看板等の路上放置はやめましょう。
- ▷植栽等は、歩道に、はみ出さないようにしましょう。

■平成21年度実施の主なバリアフリー関連事業

- ▷第二市営住宅エレベーター設置工事
- ▷牛浜駅整備事業(基本設計)
- ▷福生野球場整備事業
- ▷市営競技場整備事業
- ▷中央図書館子ども用便所等改良工事

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

①身体に障がいのある方

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

配分内容
万円
配分総額約4億5,588万円
配分総件数1,269件
同募金の配分状況

平成21年度「赤い羽根共同募金」の配分状況
配分総額約4億5,588万円
配分総件数1,269件
同募金の配分状況
社会福祉協議会れんげ園等の備品整備など、9件、7,929,867円が配分されました。

今年も10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。地域に根ざした社会福祉サービスを支援するため、皆さんの温かいお心をお寄せください。よろしくお願いします。

なお、市では、社会福祉協議会が行なう事業をはじめ、青少年自立援助センターきんもくせい・福生市社会福祉協議会れんげ園等の備品整備など、9件、7,929,867円が配分されました。



10月1日▶12月31日

赤い羽根共同募金
皆さんのたすけあい
精神に支え
られる赤い
羽根共同募
金運動は、皆
さんと地域
の社会福祉
施設・団体
を結んでい
ます。

知的障がいのある方のために
②在宅福祉サービスなど地域福祉増進のために
③保育所の子どもたちが元気に育つように
④乳児院、母子生活支援施設などで生活する方のために
⑤老人ホームなど高齢者施設利用者の方のために
⑥非行や犯罪防止など健全な社会のために

介護予防と生きがいのある生活を支援します

市では、おおむね65歳以上の高齢者の皆さんが介護を受けるような状態にならないよう、「介護予防」や「生活支援」等の介護保険以外のサービスを行っています。また、在宅介護支援センターに委託し、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、民生委員などと連携をとり、高齢者の見守り活動をしています。訪問された際は、気軽にご相談ください。

名称	住所	電話番号
在宅介護支援センター加美	福生3244-10 特別養護老人ホーム第2サンシャインビル内	☎553・3720
在宅介護支援センター武蔵野	福生2300-4 特別養護老人ホームヨコタホーム内	☎553・6695
在宅介護支援センター南田園	南田園2-9-1 グリーンシティ南田園103	☎539・0007

問合せ介護福祉課高齢福祉係(地域包括支援センター) ☎551・1751

マッサージサービスを受けられます
期間 10月15日(金)～11月30日(火)
場所 指定治療院または訪問治療
対象 市内在住の70歳以上の方
定員 100人(先着順)
費用 無料
申込み 9月21日(火)から10月1日(金)までに介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。
※申し込みされた方には10月14日(木)までにマッサージ券を送付します。

▼介護予防・生活支援サービス▼【詳しい要件につきましては、お問い合わせください】

【生活機能評価と特定高齢者向け介護予防教室】6月から10月に実施される生活機能評価(健康診査等と同時実施)により選定する特定高齢者(要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者)を対象に、筋力向上トレーニング教室、口腔機能(お口の機能)向上教室、低栄養改善教室を実施します。対象者には地域包括支援センターから連絡します。

【一般高齢者向け介護予防教室】介護保険要介護認定の「要支援」「要介護」に該当しない方の介護予防を目的とした筋力向上トレーニング教室、健口(けんこう)栄養教室を行ないます(教室開催時に広報ふっさでお知らせします)。

【生きがい活動支援デイサービス事業】家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行ないます。

利用料・基本サービス1回180円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

利用料・食事サービス1食350円(おやつを提供する場合は450円)

【生活支援ショートステイサービス事業】短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行ないます。

費用負担1日800円(生活保護の方は無料)※食事代・送迎費等は別途負担

【配食サービス事業】在宅において食事

の調理が困難な高齢者に対し、毎週水・金曜日にボランティアが昼食をお届けして、安否の確認も行ないます。

費用負担1食350円

【生活支援ホームヘルプサービス事業】退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行ないます。

費用負担1時間140円(市民税非課税・生活保護の方は無料)

【徘徊高齢者家族支援サービス事業】認知症高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し事故防止を図ります。

費用負担要した費用の1割(月額168円)

【緊急通報システム事業】慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らし高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。

費用負担設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

【火災安全システム事業】慢性疾患等心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な一人暮らし高齢者等に、家庭内の火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付または貸与し、火

災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報し、火災に対する迅速な消火活動で高齢者の救助を行ないます。

費用負担設置費等の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

【自立支援日常生活用具給付事業】シルバーカー等の日常生活用具を給付し、自立した生活の継続を図ります。

費用負担要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

【自立支援住宅改修給付事業】手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し給付をします。

費用負担要した費用の1割(市民税非課税・生活保護の方は無料)

【老人用杖給付事業】所得税が非課税の世帯で歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。

費用負担無料

【寝具乾燥事業】心身・精神上の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第3木曜日に寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。

費用負担無料

【老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業】老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレン

ズの費用を助成します。

【訪問理美容サービス事業】心身の障害や傷病により理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者(要介護3以上)に対して、自宅に理髪店・美容院の方が訪問して理容または美容を行ないます。

費用負担1回400円

【家族介護慰労助成事業】高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。

対象介護保険要介護認定で介護度が4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族(要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族)

慰労金100,000円

【おむつ等の助成】寝たきりまたはそれに近い状態の高齢者におむつ等を助成します。

費用負担無料

【居住支援特別対策事業】高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、平成21年度から23年度までの3年間、民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。

給付金額月額5,000円

下水道使用料助成について

市では、障がい者世帯の下水道使用料の基本料金相当額を助成します。

内容一世帯当たり月額336円を助成します(9月と3月に所定の金融機関に振り込みます)。

対象市町村住民税が非課税の世帯で、次の要件に該当する方を構成員とする世帯

①身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方

②愛の手帳(1度または2度)の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方

手続に必要な書類等▼印鑑▼障害者手帳▼直近の水道・下水道料金の領収書、または「ご使用料等、口座振込済のお知らせ」▼助成金の振込先が分かるもの(預金通帳等)

助成金の支払い9月末に1回目の助成金を所定の金融機関に振り込みます(今回は、下水道料金の納付確認の関係から、4～6月分を振り込みます)。

問合せ施設課下水道グループ ☎551・1968

住宅の耐震化を支援しています

【簡易耐震診断】職員が無料で行ないます。電話で予約をしてください。問合せ施設課建築グループ ☎551・1972

【耐震診断費用の一部助成】民間機関による耐震診断を行なう場合は有料となりますので、診断費用の一部を助成します。助成をご希望の方は、診断を行なう前に、ご相談ください。

問合せまちづくり計画課計画グループ ☎551・1952

【耐震改修費用の一部助成】耐震診断の結果、改修が必要と診断され、耐震改修を行なう場合、改修に要する費用の一部を助成します。

問合せまちづくり計画課計画グループ ☎551・1952